自治体職員のための政策法務入門

~公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して~

に対する制限は、 されない権利がその

原則、

一例です。

(2)

みましょう。

憲法上の権利の制限と、

岡山市総務局政策法務課課長補佐・岡山大学大学院社会文化科学研究科非常勤講師

宇那木正寬

公共政策の立案に際し、

上の権利の制限と その正当化 **(6**

たとえば、特定の場所で演説する自由を制限 為をしないこと(不作為)を求める権利です。 人権とは憲法上の権利のことです。 憲法上の権利も無制限に行使できるわ 制限が正当化される場合がありま 国民が国家に対して、 憲法上の権利に対す 公共の福祉の原理に 違憲となります。 憲法上 特定の行 憲法上 一の権 利

憲法上の権利についての判断の流れ 図2-1

憲法上の権利の範囲の問題か→ NO (憲法上の問題はない)

YES

よりその

どのような場合に、

ではありませんから、

憲法上の権利の制限に該当するか→ NO (憲法上の問題はない) YES

権利とは、

公共の福祉による制限が正当化されるか→ NO (違憲)

YES

合憲

(出所) 筆者作成

うな場合に正当化されるかについて考えて 場合があります。第2回目となる今回は、 いる場合には、憲法上の権利の制限を伴う その制限がどのよ 規制的手法を用 です。 あります。 くことは、 る制限が正当化されるの 湯合と、 ところで、 かについ

利者の自由意思に基づく憲法上の権利の放棄 公共政策の立案において大変重要 ②公共の福祉を理由とするもの 放棄は原則可能で、 この正当化事由としては、 正当化事由

て知

7

公共の福祉による場合で、 なると考えられています。 ントになります。 まさに今回のポイ 問題となるのは

現

利を制限する場合にも、 自治法14条2項)。 には、条例によらなければなりません いうまでもありません。 なお、権利を制限し、又は義務を課す場合 したがって、 条例事項となるの 憲法上の権 (地方

図2-2 **検閲の定義と学説**

③発表の禁止を

す。

札幌税関事件最高裁判決

(最大判昭

閲の範囲をどうとらえるかが問題になりま きません (憲法21条2項前段)。そこで、検 制であって、公共の福祉の原理によってもで 検閲は、表現の自由に対する極めて強力な規

59 •

12 12 は、

①行政権が主体で、

②思想

目的に、

④発表前にその内容を網羅的に審査

内容等の

表現物を対象とし、

しています。この判決に対しては、

検閲が表

した上で、⑤発表を禁止にすることであると

考え方	主体	検査対象	検査手法	対象行為	禁止		
広義説	公権力全て	全ての表現物	外部に公表されるべき 表現内容について事前 検査を行う。	○発表行為の禁止○到達の妨害(発表直後の押収など)禁止	絶対禁止。 ただし、司法 権について は例外あり		
狭義説	行政権のみ	全ての表現物	外部に公表されるべき 表現内容について事前 発表行為の禁止 審査を行う。		絶対禁止		
最狭義説 判例の立場	行政権のみ	思想内容等 の表現物	網羅的・一般的に、発表 前にその内容について の審査を行う。抜き打ち 的なものは含まない。	発表行為の禁止	絶対禁止		

明しました。

絶対的禁止の一つが検閲です。

に許されないもの

(絶対的禁止) もあると説

共の福祉によりその制限が正当化されるもの

前回、

憲法上の権利

(人権) の中には、

公

絶対的禁止と相対的禁止

(相対的禁止)もあるが、その制限が絶対的

(出所) 筆者作成

かかわらず、 いう批判があります。 の自由に対する最も厳しい制限であるにも 検閲を絶対禁止とする限り検閲の範囲を 検閲の範囲を狭く解しすぎると しかし、現実問題とし

す。 制の合憲性は厳しく審査されることになりま く解したとしても、 ある程度狭く解さざるを得ないともいえま 実務上、 最高裁の考え方のように検閲の範囲を狭 最高裁の考え方でよいと思い 検閲に当たらない事前規

【重要裁判例2―1】

その特質として備えるもの」である(札幌 例時報』1139号12頁、 税関検査事件、 当と認めるものの発表を禁止することを、 される一定の表現物につき網羅的一般的 は一部の発表の禁止を目的として、 想内容等の表現物を対象とし、その全部又 判例百選Ⅰ 検閲とは、「行政権が主体となって、 発表前にその内容を審査した上、 (第5版) 最大判昭和59·12·12 152頁)。 阪本昌成・ 対象と 不適 判 思

新 た な 人 権

(1)幸福追求権と新たな人権

明記したに過ぎないと言われています。です ん。憲法は、 められないのかといえばそうではありませ 人権は、憲法に明記されたもの以外には認 人権のうち基本的なものだけを

利として位置づけられると整理しておくとよ につい 代とともに新しい人権が観念されるようにな からプライバシー に規定されている個別の人権双方の源泉的 福追求権は、 いう問題があります。 権と個別の人権との関係をどう理解するかと する。」)を根拠としています。 法その他の国政の上で、 れば、そうした人権も認められます。 条(「すべての国民は、個人として尊重される。 いては、 自由及び幸福追求に対する国民の権 、人権は、 新しい人権のみではなく、 公共の福祉に反しない限り、 幸福追求権を定めた憲法13 権とか、 この点については、 最大の尊重を必要と 環境権とい この幸福追 · つ 立

図2-4 法適合性についての判断の流れ

説とが

対立してい

、ます。

幸福追求権が個人の

あらゆる行為の自由を含むとする一般的自由

利に限られるとする人格的利益説

(通説)

人格的自立あるいは人格的生存に不可欠な権

する根拠になっていますが、この幸福追求権

このように憲法13条は、

V

人権を発見

による保護を受ける権利の範囲につい

尊厳と結びつい

て理解されていることから、

人格的利益説の立場をとり

今回の連載では、

この人格的利益説をとった場合に、

憲法に適合しているか→ NO (違憲)

YES

朴な疑問

が生じます。

それは、

憲法上の権利

に該当しないのであれば、

人の自由に対する

-法律及び政省令に適合しているか→ NO (違法)

比例原則に適合するか→ NO (違法)

YES

法に適合(法令審査をクリア)

(出所) 筆者作成

図2-3 比例原則の構造

比例原則 = 必要性の原則 + 過剰規制禁止の原則

- ○必要性の原則とは、違反状態を排除するために必要である こと。
- ○過剰規制禁止の原則とは、目的と手段の間のバランスがと れていること。

(2) プライバシー

(出所) 筆者作成

ります。プライバシー権は当初、 ところで、今日、 るべきことを規定しているものであり、 近では住基ネット事件最高裁判決 の権利として認めるに至りました。 由を有する」とし、 公表されない自由」 の私生活上の自由の一つとして、 私生活上の自由が公権力に対しても保護され みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない 自由の一つとして、 大判昭和4·12·24) あと」事件、 るに至ったものとして、 人に関する情報をみだりに第三者に開示又は ・3・6)において、「憲法13条は、 新たに、判例上、 (人格権) 最高裁も京都府学連事件最高裁判決 東京地判昭和39・9・28)、その として認められました プライバシー権は 憲法上の権利と認 何人も、その承諾なしに、 プライバシー権を憲法 を有するとしてい において「私生活上 プライバシー権が 何人も、 民法上の (最判平 また、 国民 めら 最 成 自

原則

法政策 が、 トロ 解しておけばよいでしょう。実際、 権であることまでは明らかにしていません は、 ル権)と拡張され理解されています。 においては、プライバシー権=自己情報コン ントロールする権利」(自己情報コントロ 個人情報の収集、 ール権として保護対象とされています。 実務的には、 プライバシー権=自己情報コントロール (個人情報保護法、個人情報保護条例 肖像権は、 自己情報コントロール権と 保存及び利用を各人がコ プライバシー 権の一部と 現実の立 最高裁

活をみだりに公開されないという権利」から

【重要裁判例2―2】

その承諾なしに、みだりにその容ぼう・ 相手方の同意がなく、 て、 例百選Ⅰ 都府学連事件、 ても、警察官による写真撮影が許される(京 自由も公共の福祉の制約を受け、①現に犯 態を撮影されない自由を有する」が、この 時報』 がが 「私生活上の自由の一つとして、 ②証拠保全の緊急性の必要性があり、 :行われもしくは行われた場合であっ 般的に許容される撮影方法であれば 577号18頁、 (第5版) 最大判昭和44·12·24 42 頁 。 裁判官の令状がなく 鴨野幸雄 何人も、 憲法判 判

> す。 される場合に、 肖像権については、自治体が設置する監視カ して構成すべきであるとする説もあります。 は、 考えられますが、 題です。 により条例で定める必要があるのかという問 の制限に当たるのか否か、 メラによる録画との関係でよく問題になりま 録画が、憲法上の権利 プライバシー権から独立した別の権利と 地方自治法14条2項の規定 人の容ぼう・姿態について 制限に当たると解 (プライバシー権

(3) 自己決定権

ため、 限なく広げると、憲法上保護に値する自己決 りません。 意味での自己決定権が幸福追求権から生じる できるということです。このことから、 ということは、自己の生き方、どのような人 されるわけです。 由として憲法上保護を受けるかどうかが議論 登山などの自由といったように個別行為の自 との区別がなくなってしまうからです。 定権とそれ以外の保護に値しない行為(自由 個別の権利として議論されることはあまりあ るという主張があります。ただし、包括的な 生を送るかということを自分で決めることが 人権として自己決定権をも認めるべきであ 人は個人として尊重されます。尊重される 代理出産の自由 なぜならば、自己決定の内容を際 ただ、人格的利益説をとる 尊厳死の自由、 この 冬山

> 問題になることがあります。 ターナリズムの問題は、 本人の生命の安全のために、 の健康のために、 限は可能かという問題です。たとえば、 を守るためなら、 換えると、本人の意思に反しても本人の利益 題になるのが、パターナリズム(家長的干渉 憲法上の権利として扱うことは困難でしょ 不可欠な自己決定に関するものでない限り、 限り、プライバシー権のように人格的生存に 危険行為を禁止する場合です。もちろんパ 主義)による制限は可能かどうかです。 う。ところで、自己決定権との関係で特に問 健康診断を義務付けたり 本人の自己決定に対する制 他の 冬山登山などの 人権の制約でも 本人 言

判断能力が十分でない幼児、児童、障害者

【重要裁判例2―3】

号97頁、 を持っている患者に対して、 最判平成12·2·29 成立する(エホバの証人国家賠償請求事件) 民法上の不法行為責任 説明をせずに、輸血した場合には、 版 自己決定権(人格権)を侵害するとして、 宗教上の信念から、 56 頁 。 淺野博宣 |憲法判例百選Ⅰ 『判例時報』1710 絶対的無輸血 (慰謝料請求権) 医師が十 の意思 (第5 が

警鐘ともいえる思想が感じられます。 けるシーンがあります。パターナリズムへの を守らなければならない。 則許されないと解するべきでしょう。ウィル 意思に反しても」とウィル・スミスに語りか 指す中枢コンピューターが クス配給、2004年)で、 スミス主演のアイ・ロボット しょうが、成人に対するパターナリズムは原 などに対するパターナリズムは許されるで たとえ、 「創造者 人間の支配を目 (20世紀フォ 創造者の (人間

る制限だと理解しておきましょう。論のあるところですが、一応、別の原理によによる制限といえるかどうかについては、議なお、パターナリズムが公共の福祉の原理

9

規制目的二分論二重の基準論と

的二分論について確認しておきましょう。に最高裁が法理とする二重の基準論と規制目について考えてみましょう。まずは、その前(合憲)、あるいは正当化されないか(違憲)なて、いよいよここからは、憲法上の権利さて、いよいよここからは、憲法上の権利

基本的人権の中では、何といっても、自由

否定されるからだと説明されます。

二重の基準論

的自由 うち、 す。 とする人の自由 の広場で政府の施策を批判する演説をしよう 緩やかな基準により審査します。こうした考 については、立法府の裁量を尊重して、 法令については、 に自由権に対する制限について論じていま 権がその中心となります。 わくと思います。 て望むべきであるということは、イメージが うが後者を規制するよりも厳しい基準をもっ 同じ人権に対する制限でも前者を規制するほ えを二重の基準論といいます。 の審査を行い、 自由といった経済的自由権があります。この めとする精神的自由権と職業の自由、 人の自由 (経済的自由) この自由権の中には、 同じ広場でたこ焼きを売ろうとしている 精神的自由 (表現の自由)を規制する法令よりも 経済的自由の規制をする法令 (精神的自由)を制限するの 厳格な基準によって合憲性 (表現の自由)を規制する を制限するのでは、 今回 表現の自由をはじ 例えば、 の連載でも主 移動の 精神 駅前

律によってもみだりに制限することができな事件最高裁判決(最大判昭和49・11・6)では、事件最高裁判決(最大判昭和49・11・6)では、憲法21条の保障する表現の自由は、民主主事件最高裁判決(最大判昭和49・11・6)では、正立、正面の基準は、最高裁でも基本的な法

的自由 は、 よいのです。こうした意味で民主的政治過程 のでしょうか。それは、経済的自由への不当 置を講ずることは、 する場合と異なって、 さらに小売市場適正配置事件最高裁判決(最 強調する趣旨に出たものと考えられる」とし 職業選択の自由を認めたのも、 の福祉に反しない限り』という留保のもとに 規制の要請がつよく、憲法22条1項が わゆる精神的自由に比較して、公権力による な主張をもった選挙活動や政治活動 での矯正の可能性があります。 員を選出してそういう不当な法を改正すれ 法府を構成する議員を落選させて、 な制限が加えられた場合には、 かつ、許容するところ」であるとしています。 の一手段として、これに一定の合理的規制 自由に関する限り、 大判昭和47·11·22) 法における薬局適正配置事件最高裁違憲判決 いものである」としています。 (最大判昭和50・4・30)では、「職業の自由 では、なぜこのような二重の基準論がある それ以外の憲法の保障する自由、 民主的政治過程における矯正の可 (表現の自由) もともと憲法が予定し、 個人の精神的自由等に関 右社会経済政策の実施 が制限されると、 は「個人の経済活動 そのような立 また、 特にこの点を しかし、 新たに議 が 殊にい 旧薬事 '能性が 『公共 でき 自由

二重の基準論を前提としたうえで、

最高

Short Column

~J. S. ミルの『自由論』とパターナリズム

パターナリズムを理由として、公権力が国民の自己決定につ いて強制的に関与することは認められるのでしょうか。おそら く、この問いに対する肯定的意見は少ないと思われます。しか し、全ての場合に、パターナリズムによる制約が全くできない とすることは、逆に個人の利益が損なわれる場合もあります。 この場合には、パターナリズムによる制約が認められると解す べきでしょう。

この点に関し、イギリスの著名な思想家であるジョン・スチュ アート・ミルは、その名著『自由論』(John Stuart Mill:On Liberty.1859、塩尻公明·木村健康訳、岩波文庫1971年24頁) において次のように述べています。「人類がその成員のいずれ か一人の行動の自由に、個人的にせよ集団的にせよ、干渉する ことが、むしろ正当な根拠をもつとされる唯一の目的は、自己 防衛……である」「文明社会のどの成員に対してにせよ、彼の 意思に反して権力を行使しても正当とされる唯一の目的は、他 の成員に及ぶ害の防止にある|「ある行為をなすこと、または 差し控えることが、彼のためになるとか、あるいはそれが彼を 幸福にするであろうとか、あるいはまた、それが他の人の目か ら見て賢明であり或いは正しいことである……という理由で、 このような行為をしたり、差し控えたりするように、強制する ことは、決して正当ではあり得ない」。

この内容を簡単にいうと、ある者の自由を制限できるのは、 他者の危害防止の観点からだけであり(他者危害回避の原理)、 パターナリズムによる自己決定権の制約は原則として、正当で はないといっているのです。ただし、ミルも上記引用の直ぐあ との箇所で、保護が必要とされる者に対するパターナリズムに よる制限は容認しています。

こうした自己決定権の尊重については、彼がその考え方を示 してから、既に150年の歳月が流れています。しかし、彼の思 想は私たちの現在の価値観に非常に近いものがあります。代理 母、同性間の結婚、終末医療、孤独死などの個人の自己決定の 問題にどこまで他人が関与できるかを考えるうえで『自由論』 は、その存在価値を失っていません。

緩和の実現を目指す目 産に対する危険の防 その目的に応じて、 の規制に対する目 すなわち、経済 的 護するための競争制限など社会政策的目 型スーパーなどの巨大資本から中小企業を保 弱者の保護の実現を目指す積極目的規制 規制については、 に分けられるとします。 立法府の政策裁量を尊重 厳格に審査し、 その上で消 積極目

極目 的規

く不合理であることが明白である場合に限っ

て、これを違憲とするとしています。これに

消極目的規制とされた薬局適正配置事

の裁量権を逸脱し、

当該法的規制措置が著し

で行われる消極目的規制

止又は除去ないし、 ①国民の生命、 的活動に対する規制は、

健康、

財

的二分論を展開しています。

は経済活動

(経済的自由)

祉国家的思想のもとで、 制 や許可制などの警察目的規制 社会的弱者、 及び②福 経 済的

場適正配置事件最高裁判決では、 る理論です。 具体的には、 積極目的規制とされた小売 立法府がそ

緩やかな基準で合憲性を判断しようとす

101 ◆自治体法務研究 2011・冬

とを要する」としています。 りゆるやかな制限である職業活動の内容及び りゆるやかな制限である職業活動の内容及び りゆるやかな制限である職業活動の内容及び りに達成することができないと認められることを要 がに達成することができないと認められることを要 がに達成することができないと認められることを要する」としています。



1

 $\widehat{1}$

判断の手法

されます。 のか、 手段については当該目的達成に役立つものな なる理由で制限するのかといった点が、また、 性を判断するのでしょうか。 利の制限が正当化しうるか否かについて、 査よりも手段審査にポイントが置かれている れぞれ制限される人権の重要度に応じて審査 なります。このうち、 の制定の目的と当該目的達成のための手段 のような事項を対象にどのような基準で合憲 (目的との関連性及び必要性) ここでは、法律、条例等による憲法上の われています。 規制は最小限なのかといった点が、そ 実際の裁判所の審査では、 目的については、 通常の場合、 が審査対象と 目的 いか そ 権

目的手段審査は最高裁がはじめて法令違憲

では、

規制目的二分論を前提とすることな

これを強く禁圧しようとする旧刑法20 高度な社会的非難に値する犯罪行為を通常 を卑属又はその配偶者が殺害するといった 見にみることができます。 違憲判決(最大判昭和48・4・4) の下の平等に反し、 しく均衡を失し」、憲法14条1項に定める法 点において立法目的達成の手段として「甚だ 定刑を死刑又は無期懲役のみに限っている 条の目的は不合理ではないが、 の殺人の場合よりも厳重に処罰し、 0 判断を下した尊属殺重罰規定事件最高裁 違憲であるとしました。 すなわち、 尊属殺の法 の法廷意 もって 尊属 0

あるということです。

(2) 最高裁判決とその現実

のでも、 のに、 に反するかどうかが争われた酒類販売業免 業の許可制が憲法22条に定める職業の 薬局適正配置事件最高裁違憲判決のように 基準論を示しています。 許事件最高裁判決 制 かな基準をもって判断したものもあります。 ていません。また、 経済的自由に対する違憲判決は出している さらに、 最高裁は、 目的二分論を法理としながら、 精神的自由に対する違憲判決は出 猿払事件最高裁判決のように緩や 最高裁は経済的自由に対する規 過去の判決において、 (最大判平成 表現の自由に関わるも しかし、 4 酒類販売 現実には 12 二重の . 15 自由

は、規制目的二分論で審査できないケースもという目的からして、著しく不合理ではないという目的からして、著しく不合理ではないという目的からして、著しく不合理ではないという目的からして、著しく不合理ではないという目的からして、著しく不合理ではないく、「租税の適正かつ確実な賦課徴収を図る」

です。

以上のような状況なので、最高裁の二重の以上のような状況なので、最高裁の二重ののにとが、憲法適合性の判断において法令にのことが、憲法適合性の判断において法令を変をとっているが、憲法適合性の判断において法令を変します。

(3) 実務上の対応

とに、 あっても、 基準を選択することです。 当該権利を制限する手段の内容に応じて審査 準を使うのかについて、 いうことです。 ように機械的に考えないことが必要であると 自由に対する制限) ントは、各個別の権利の内容及び性質並び いて判断するための基準としてどのような基 そこで、憲法上の権利の制限の正当化につ 実務上の整理が必要になります。 政治的意見表明、 たとえば、 (厳格な基準) という 最高裁の裁判例をも 同じ表現の自由で つまり、 営利広告 ポ

図2-5 手段の内容とその強度

	0 1707110000000					
	—————————————————————————————————————					
	○ 間接罰方式<直罰方式 3 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
手	○ 公表<過料<刑罰					
段	○ 届出制<許可制<禁止					
	○ 事後規制<事前規制 ^④					
	○ 間接規制<直接規制 ⁵					
(about the base of						

(出所) 筆者作成

権利の重要度とは①人が1人の要度が異なります。ここでいうノなどは憲法上、その権利の重

図2-6 目的手段を中心とした審査基準

	審查	北 .淮	目的	手	適用例		
	番 囯	卒毕	H H)	手段との関連性	手段の必要性	週州彻	
	厳格な基準	狭義の厳格な基準	極めて重要な 利益の保護		必要不可欠の手 段であること。	制限される権利が極めて重要で、制限の度合いが強力な場合	
	基準	LRAの基準	重要な利益の保護		より制限的でない手段がないこと。	制限される権利が重要で、制限の度合いが強力な場合	
	緩やかな	合理的関連性の基準	正当な利益の保護	合理的関連性が あること→目的 に役立つ手段で あること。		制限される権利 の重要性が劣り、 制限の度合いが 弱い場合	
基準	な基準	明白性の基準	規制の目的又は しく不合理であ 憲と判断	立法府の裁量を尊重すべき特殊な場合			

で使われることはあまりないと思

に厳格な基準で自治体の法令審査

われます。

他方、

L R A の 基準

(less restrictive alternative)

で

求められます。この基準は、

非常

段であること(ピンポイント)が必要性についても必要不可欠の手

のであることが要求され、手段の重要な利益の保護を目的とするも

基準は目的審査において、

極めて

厳格な基準のうち狭義の厳格な

は、

目的審査において重要な利益

とが要求され、

必要性においてよ

の保護を目的とするものであるこ

より緩やか)

が求められます。

次に緩やかな審査基準です。

(「必要不可欠の手段であること」

制限的でない手段がないこと

要な度合のことです。な政治過程に参加するために必

せ、又は②主権者として民主的個人として自己の人格を発展さ

なります。あっても、制限の強度に応じて審査基準が異あっても、同じ憲法上の権利に対する制限で

以上の考え方をもとに、みなさんに提案し選択するかが決まるということです。う2つのメルクマールによりどの審査基準をこのように権利の重要度と制限の強度とい

図に示す審査基準は大きく分けて①厳格な基 おいては、 緩やかな手段では立法目的を達成できないこ 0) 準と②緩やかな基準に分かれます。この二つ たい判断のための基準 11 違いは、 が要求されるのに対し、緩やかな基準に ます。) 必要性が要求されません。 厳格な基準が手段の必要性 が、 図2ー6に示すものです。 (以下「審査基準」と (より

でおいて、関連性については特に審査されま 関連性については合理的関連性 (手段が立法 関連性については合理的関連性 (手段が立法 関連性については合理的関連性 (手段が立法 関連性については合理的関連性 (手段が立法 対 が 必要とされますが、 が 必要とされますが、 が 必要性は求められません。なお、厳格な基準 必要性は求められません。なお、厳格な基準 必要性は求められません。なお、厳格な基準 必要性は求められません。なお、厳格な基準のうち合理的関連

せん。それは手段の必要性について審査を行

103 ◆自治体法務研究 2011・冬

す。 と理解しておいた方がよいでしょう。 当該手段の必要性は、 う過程で当然に目的と手段との関連性につ れます。 議論されるからです。 であるということ ても審査がなされるからです。 この審査基準は、 立法裁量を広く尊重する特別な基準 (合理的関連性) 最も緩やかな基準とさ 最後に明白性の基準で 少なくとも役立つ手段 換言すると、 を前提に

主要な判例をみていくことにしましょう。 次回は、 審査基準にしたがって、 最高裁 0

> ない。 する 75条2項)、 意見は、 (外の裁判所の裁判については、 「反対意見」 守秘義務の対象とされており 裁判書において示されることは が ?ある。 なお、 各裁判官の 高裁判 (同法 所

3 4 間接罰方式とは、 合に、直ちに罰則を適用するシステムをいう。 めて罰則を適用するシステムをいう。 命令を発し、 行政庁がまず、 営業に対する規制を例にとると、 直罰方式とは、 その命令に違反した場合にはじ 違反者に対し、違反是正等の 法令違反行為がある場合に 法令違反行為があった場 営業許

5 に当たる。 どについて規制する場合が間接規制に当 為自体そのものを規制する場合が直接規制 で、 営業の方法 営業に対する規制を例にとると、 (営業時間、 営業の場所) 営業行 な た

改善命令による是正を求めることは事後規制

可は事前規制で、

営業の基準に反するとして

1

学説の・

中には、

人権は前

国家的な権利 憲法上の権利は、

白

然権)

であるのに対して、

るべきだとするものがある。

しかし、

実務上

区別して議論す

特に区別する必要はないと考えられるこ

この連載では憲法上の権利

(=人権

ような権利も含まれるから、

前国家的な権利以外の選挙権や労働基本権の



●第23号 (2010年11月発売) 定価 1.200 円 (税込)

(2)最高裁判所の裁判については、

原

剿

と同義で使う。 とから、

半数の意見によるものとされている(裁判所

法77条1項)。これが

「法廷意見」と呼ばれる 最高裁判所の裁判につ

ものである。一方で、

いては、

各裁判官の意見を裁判書に表示する

足意見」、

「由を異にする | 意見」、

法廷意見自体に反対

成する立場で付随的な参考意見を述べる「補

法廷意見の結論には賛成するがその

も掲載される。

法廷意見とは異なる反対意見などの少数意見 ことが求められている(同法11条)。このため、

少数意見には、

法廷意見に賛

生物多様性保全と自治体

生物多様性基本法と生物多様性国家戦略 自治体環境行政と生物多様性保全 生物多様性ながれやま戦略 一都心から

―都心から一番近い森の町を目指して

生物多様性保全における自治体の役割 —COP10 を契機として事例① 「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」に における取組 みについて 例② 北広島町生物多様性の保全に関する条例

事例(2)

先進・ユニーク条例 · CLOSE UP

箕面市ふれあい安心名簿条例 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部改正 ~全国初の個室集合型店舗に対する安全性確保の強化~

・トピックス

地域主権戦略大綱 緑の分権改革の推進 自治紛争処理について

